

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 408 号）

〔 大阪府警控訴事案関係文書部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和 6 年 9 月 25 日）

第一 審査会の結論

諮問実施機関（大阪府公安委員会）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和 3 年 9 月 23 日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。
（行政文書公開請求の内容）
令和 3 年 2 月 4 日に大阪高等裁判所で判決が言い渡された大阪府が被控訴人となった訴訟（以下「当該控訴審」という。）及び当該控訴審の原審たる訴訟（以下「当該原審」という。）に関する、以下に掲げる文書。
 - （1）大阪府が裁判所から受領した文書すべて
 - （2）大阪府が裁判所に提出した文書すべて
 - （3）大阪府が当該控訴審の控訴人または当該原審の原告から受領した文書すべて
 - （4）大阪府が当該控訴審の控訴人または当該原審の原告に渡した文書すべて
- 2 同年 10 月 11 日、実施機関は、「公開請求に係る行政文書が著しく大量であり、かつ、行政文書に記載された情報が複雑で、30 日以内にそのすべてについて内容を確認し、公開決定等の判断を行うことが不可能であるため。」との理由を付して、審査請求人に決定期間の延長を通知した。
- 3 実施機関は、令和 3 年 10 月 25 日付けで、条例第 13 条第 1 項の規定により、本件請求に対応する行政文書として、
 - ・ 控訴状（以下「本件対象文書 1」という。）を特定し、本件対象文書 1 のうち、（1）に掲げる部分を除いた部分を開示することとする部分開示決定（以下「本件処分 1」という。）を行い、（2）のとおり理由を付して審査請求人に通知した。
 - （1）開示しないことと決定した部分
 - ア 控訴人の住所、氏名及び損害賠償金額
 - イ 控訴人の住所、名称、代表者名及び損害賠償金額
 - ウ 弁護士の印影
 - エ 事件番号
 - オ 訴訟物の価額及び貼用印紙額
 - （2）開示しない理由
 - ア 控訴人の住所、氏名及び損害賠償金額

(ア) 条例第9条第1号に該当する。

本件対象文書1（非公開部分）には、事件番号等が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるため。

イ 控訴人の住所、名称、代表者名及び損害賠償金額

ウ 弁護士印影

(ア) 条例第8条第2項第1号に該当する。

本件対象文書1（非開示部分）には、事件番号等が記録されており、これらを公にすることにより、取引の安全を害するなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第8条第1項第1号に該当する。

エ 事件番号

オ 訴訟物の価額及び貼用印紙額

(ア) 条例第8条第2項第1号に該当する。

本件対象文書1（非開示部分）には、事件番号等が記録されており、これらを公にすることにより、取引の安全を害するなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第8条第1項第1号に該当する。

(イ) 条例第9条第1号に該当する。

本件対象文書1（非公開部分）には、事件番号等が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

4 実施機関は、令和3年12月28日付けで、条例第13条第1項の規定により、本件請求に対応する行政文書として、

・ 判決、更生調書等

(以下「本件対象文書2」という。)を特定し、本件対象文書2のうち、(1)に掲げる部分を除いた部分を開示することとする部分開示決定(以下「本件処分2」という。)を行い、(2)とおりの理由を付して審査請求人に通知した。

(1) 開示しないことと決定した部分

ア 事件番号、損害賠償金額に関する部分

イ 原告、申立人、抗告人、抗告の相手方及び控訴人の住所、氏名、経歴、年齢、印影、個人の主張及び個人を特定し得る情報が分かる部分

ウ 事件番号及び損害賠償金額に関する部分

エ 原告、申立人、抗告人及び控訴人の住所、団体名及び代表者名、責任者、請願書及びその内容、団体の活動内容が分かる部分、企業名、団体の主張及び団体を特定し得る部分

オ 訴訟代理人の印影

カ 捜査の手法、体制、方針、情報収集活動、端緒等の事件捜査に関する部分

キ 特定の事件捜査や警備活動に従事した警察官を特定し得る部分

ク 担当部署の連絡先

ケ 当該損害賠償訴訟事件に関する刑事事件において作成された捜査書類の写し

(2) 開示しない理由

ア 事件番号、損害賠償金額に関する部分

イ 原告、申立人、抗告人、抗告の相手方及び控訴人の住所、氏名、経歴、年齢、印影、個人の主張及び個人を特定し得る情報が分かる部分

(ア) 条例第9条第1号に該当する。

本件対象文書2（非公開部分）には、事件番号等が記録されており、これは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

ウ 事件番号及び損害賠償金額に関する部分

エ 原告、申立人、抗告人及び控訴人の住所、団体名及び代表者名、責任者、請願書及びその内容、団体の活動内容が分かる部分、企業名、団体の主張及び団体を特定し得る部分

オ 訴訟代理人の印影

(ア) 条例第8条第2項第1号に該当する。

本件対象文書2（非開示部分）には、事件番号等が記録されており、これらを公にすることにより、取引の安全を害するなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第8条第1項第1号に該当する。

カ 捜査の手法、体制、方針、情報収集活動、端緒等の事件捜査に関する部分

(ア) 条例第8条第2項第1号に該当する。

本件対象文書2（非開示部分）には、捜査の手法等が記録されており、これは警察が行う取締の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。

(イ) 条例第8条第2項第2号に該当する。

本件対象文書2（非開示部分）には、捜査の手法等が記録されており、これは犯罪の予防、鎮圧に関する手法、体制、方針等に関する情報であって、公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

キ 特定の事件捜査や警備活動に従事した警察官を特定し得る部分

(ア) 条例第8条第2項第3号に該当する。

本件対象文書2（非開示部分）には、特定の事件捜査や警備活動に従事した警察官を特定し得る情報が記録されており、これを公にすることにより、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある。

ク 担当部署の連絡先

(ア) 条例第8条第2項第1号に該当する。

本件対象文書2（非開示部分）には、担当部署の連絡先が記録されており、事件担当部署の連絡調整事務等に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例

第8条第1項第4号に該当する。

ケ 当該損害賠償訴訟事件に関する刑事事件において作成された捜査書類の写し

(ア) 本件対象文書2公開請求に係る文書のうち、刑事司法手続における被疑事件・被告事件に関して作成された書類は、条例第40条（適用除外）に規定する、刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」に該当し、条例の規定が適用されないことから、非公開とする。

5 令和3年11月29日及び令和4年2月25日付けで、審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求を行った。

第三 審査請求の趣旨

「令和3年10月25日付け大阪府警察本部指令（監）第21号による決定及び令和3年12月28日付け大阪府警察本部指令（監）第22号による決定を取り消す」との裁決を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

1 審査請求書における主張1

（令和3年10月25日付け大阪府警察本部指令（監）第21号による決定に対する主張）

審査請求人の審査請求書による主張は、概ね以下のとおりである。

(1) 決定通知書の「公開しないことと決定した部分」記載の不開示部分はいずれも、条例第8条第2項各号及び第9条各号に規定される不開示情報にあたらぬと考える。

2 審査請求書における主張2

（令和3年12月28日付け大阪府警察本部指令（監）第22号による決定に対する主張）

審査請求人の審査請求書による主張は、概ね以下のとおりである。

(1) 文書の呼称

決定通知書別紙2記載の行政文書につき、以下の記述の簡単のために番号を付する。

具体的には、前記別紙2の左半分最上部に記載された損害賠償請求事件関係の令和2年7月17日付け判決を文書1として、その下に記載された文書に順次降順で番号を振り、最終行に記載された損害賠償請求事件関係の令和2年3月23日付け最終準備文書を文書45とする。さらに前記別紙2の右半分に記載された行政文書についても同様に、文書提出命令申立関係の平成28年7月4日付け文書提出命令申立書を文書46とし、その下の文書に降順で番号を振り、損害賠償請求控訴事件関係の令和2年11月6日付け答弁書を文書73とする。

(2) 不開示部分の不開示情報該当性

決定通知書の「公開しないことと決定した部分」記載の不開示部分はいずれも、条例第8条第2項各号及び同条例第9条各号に規定される不開示情報に当たらぬと考える。

しかしながら仮に上記主張を認められないとしても、以下の部分は条例第10条第2項により部分開示されるべきである。

ア 処分庁が条例第8条第2項にあたるとして不開示とした部分のうち、句点及び読点、

並びに日本語の品詞たる助詞、助動詞又は接続詞にあたる単語は条例第8条第2項に該当するとはいえない、また残る不開示部分は容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できる。

イ 処分庁は、事件番号を条例第9条第1号に当たるとして不開示とした、ところで、一般に事件番号は「▲▲年(■)第×××号」なる文字列であるところ、文字「年」、「(」、「)」、「第」及び「号」は裁判所に係属した事件すべてについて共通して含まれている、そうすると、前記部分は「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の該当事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が認識され得るもの(以下「個人識別情報」という。)のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものとはいえず、条例第9条第1号には該当しない。また、残る不開示部分は安易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できる。

ウ 処分庁が部分開示した文章61(平成30年3月29日付け抗告理由書)添付の疎第1号証3枚目第23行目には「抗告人○○」と記載されている。「○○」は前期疎第1号証である決定書に係る文書提出命令申立一部却下決定に対する抗告事件の当事者の姓であると考えられる。そうすると、前記記載は条例第9条第1号に該当することも考えられないではない。処分庁が、前記記載を単にマスキングし忘れたのか、条例第9条第1号に該当しないと判断したのかは、審査請求人の承知するところではない。しかしながら、仮に処分庁が前記記載を条例第9条第1号に該当しないと判断したのであれば、前記疎第1号証中の「○○」と記載された他の部分も同様に開示すべきである。

エ 処分庁は、文書69(令和3年2月4日付け判決書)中の複数の部分について条例第8条第2項各号のいずれか1つ以上に該当するとして不開示とした。ところで、前記文書69の2枚目第2行目には「被控訴人の公務員である大阪府警察の警察官が」と記載されている。前記記載を最高裁判所が運営するWebサイト中の裁判例検索用ページ(そのURLは https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1)に入力する(別紙1参照 添付省略)と、該当する裁判例が1件のみ表示される(別紙2参照 添付省略)。別紙2中の文字「全文」をクリックすると別紙3(添付省略)の判決書PDFファイルを開覧できる。前記判決書PDFファイルは、当事者の氏名等の部分が仮名化されているものの、その内容から前記文書69と同一のものであることが容易に認められる。そして、前記判決書PDFファイルでは、前記文書69中の条例第8条第2項各号のいずれか1つ以上に該当するとして不開示とした部分も読み取ることが出来る。

なお

- ・条例第8条第2項第1号により援用される同条第1項第1号は、「公にすることにより」法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を不開示とすることが出来る旨を定めたものであり、
- ・条例第8条第2項第1号により援用される同条第1項第4号は、「公にすることにより」府の機関又は国等の機関が行う事務の目的が達成できなくなるか、前記事務も公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を不開示

とすることが出来る旨を定めたものであり、

・ 条例第 8 条第 2 項第 2 号は、「公にすることにより」犯罪の予防、鎮圧又は捜査、控訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とすることが出来る旨を定めたものであり、

・ 条例第 8 条第 2 項第 3 号は、同号の前 2 号を除いた情報のうち、「公にすることにより」個人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることが出来る旨を定めたもの

である。

一方、文書 69 中の不開示部分のうち、条例第 8 条第 2 項各号のいずれか 1 つ以上に該当するとして処分庁が不開示とした部分は、前記判決書 PDF ファイルによって、最高裁判所という我が国の官公庁の Web サイトにおいて公開され、インターネットを使用できる者なら誰でも無料で閲覧することが出来る公知の情報であるから、少なくとも前記（・部分）にあたる不開示情報ではない。そして、なお残る不開示部分は容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できる。

オ 決定通知書別紙 2 記載の文書のうち文書 69 を除いたものについても、前記判決書 PDF ファイルによる内容が分かる部分で、かつ条例第 8 条第 2 項各号のいずれか 1 つ以上に該当するとして処分庁が不開示とした部分は、上記エと同様の理由で開示されるべきである。

カ 処分庁は、文章 3 の反訳書のうち本人尋問の質問及び回答の全て及び、文書 43 の証拠説明書（5）添付の甲第 10 号証陳述書の内容すべてを不開示とした。民事訴訟において本人尋問は、訴訟当事者が自らの主張を根拠づける証拠たる供述を得るために行われるものである。また、文書 43 添付の甲第 10 号証陳述書の立証趣旨は、前記文書 43 の 1 枚目によれば「原告ら主張事実全般」である。そうすると前記文書 3 及び文書 43 中の不開示部分には、訴訟当事者が提出した、訴状、答弁書、準備書面及び判決書中の当事者の主張欄の記載と共通する情報が相当含まれていることが、容易に推認される。そして、前記訴状、答弁書、準備書面及び判決書は、決定通知書別紙 2 及び別紙 3 によりその一部が開示されている。そのため、前記文書 3 及び文書 43 中の不開示部分のうち、同時に審査請求人に対して開示された他の文書中の開示された部分と同旨をいう部分は条例第 8 条第 2 項及び条例第 9 条に該当しない。そして、なお残る不開示部分は容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できる。

（3）文書の特定

処分庁は決定通知書別紙 2 において、開示する文書の 1 つとして平成 31 年 2 月 12 日付け訴状（文書 6）を特定した。しかしながら、審査請求人が処分庁から受領した文書の中に平成 31 年 2 月 12 日付け訴状は含まれていなかった。一方、審査請求人が処分庁から受領した文書の中には、訴状と題する文書が含まれ、その日付は 2015 年 10 月 21 日であり、大阪地方裁判所民事訴訟係の受付印は 2015 年 10 月 21 日付けであり、大阪府警察本部警務部観察室の受領印は平成 27 年 10 月 30 日付けであった。この訴状と題する文書は、決定通知書別紙 2 には記載されていない。そうすると、本件処分 2 の決定は開示

すべき行政文書の特定を誤ったものといえ、取り消されるべきである。(別紙省略)

第五 諮問実施機関の主張要旨

諮問実施機関の理由説明書における主張は、概ね次のとおりである。

審査請求人が令和3年11月28日付けで提起した、条例第13条第1項の規定に基づく実施機関の部分公開決定処分（大阪府警察本部指令（監）第21号）及び令和4年3月12日付けで提起した、条例第13条第1項の規定に基づく実施機関の部分公開決定処分（大阪府警察本部指令（監）第22号）に対する審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問実施機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る2件の行政文書の部分公開決定は条例に基づき適正に行われており、妥当であると考えている。

第六 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明書1

審査請求人が令和3年11月28日付けで提起した条例第13条第1項の規定に基づく実施機関の部分公開決定処分に対する審査請求に対する弁明

2 弁明の趣旨

実施機関の決定は妥当であるとの裁決を求める。

3 本件決定の理由等

(1) 本件処分1の根拠について

ア 条例第8条第2項第1号について

条例第8条第2項は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定めたものであり、同項第1号は、条例第8条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報について、知事等他の実施機関と同様に、公開しないことができる旨を定めている。

イ 条例第8条第1項第1号について

条例第8条第1項第1号は、法人（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものについて公開しないことができる旨を定めている。

ウ 条例第9条第1号について

条例第9条第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを公開してはならない旨を定めている。

(2) 本件処分1の妥当性について

ア 控訴人の住所、氏名及び損害賠償金額

これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であり、直接特定個人が識別できる住所、氏名のほか、損害賠償金額にあっても、提起した損害賠償請求事件の規模等を推し量ることができるものであるから、いずれも一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、条例第9条第1号に該当する。

イ 控訴人の住所、名称、代表者名及び損害賠償金額並びに弁護士印影

これらを公にすることにより、法人等の住所や名称等が特定され、警察の捜査対象となったことが明らかになり、当該法人等の活動の制限や不利益の発生が予想され、条例第8条第1項第1号に該当し、同条第2項第1号に該当する。

また、弁護士の印影については、公にすることにより、それが冒用され事業を営む個人である弁護士の権利、競争上の地位等が害されるおそれがあることから、条例第8条第1項第1号に該当し、同条第2項第1号に該当する。

ウ 事件番号並びに訴訟物の価額及び貼用印紙額

事件番号とは、各訴訟に付与される固有の番号であり、公にすると、訴訟が特定され、ひいては訴訟の当事者等を特定することができるものである。また、訴訟物の価額が明らかになることで、提起した損害賠償請求事件の規模等を推し量ることができるため、法人に係る情報については条例第8条第1項第1号に該当し、同条第2項第1号に該当し、個人に係る情報については条例第9条第1号に該当する。

エ 前記アからウまでのとおり、本件請求に対して、条例第8条第2項第1号及び第9条第1号を適用して行った本件処分1は妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、決定通知書の「公開しないこととした決定した部分」記載の不開示部分はいずれも、条例第8条第2項各号及び第9条各号に規定される不開示情報にあたらぬと考えると主張するが、本件対象文書1の非公開部分が条例第8条第2項第1号及び第9条第1号に該当することは前記のとおりであるから、審査請求人の主張は認められない。

4 弁明書2

審査請求人が令和4年3月12日付けで提起した条例第13条第1項の規定に基づく実施機関の部分公開決定処分に対する審査請求に対する弁明

5 弁明の趣旨

実施機関の決定は妥当であるとの裁決を求める。

6 本件決定の理由等

(1) 本件処分2の根拠について

ア 条例第8条第2項第1号について

上記3(1)アのとおり

イ 条例第8条第1項第1号について

上記3（1）イのとおり

ウ 条例第8条第1項第4号について

条例第8条第1項第4号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であつて、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものについて公開しないことができる旨を定めている。

エ 条例第8条第2項第2号について

条例第8条第2項第2号は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定めたものであり、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報について公開しないことができる旨を定めている。

オ 条例第8条第2項第3号について

条例第8条第2項第3号は、前2号と同様に、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定めたものであり、前2号に掲げるもののほか、公にすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報について公開しないことができる旨を定めている。

カ 条例第9条第1号について

上記3（1）ウのとおり

キ 条例第40条について

条例第40条は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2の訴訟に関する書類及び押収物については、条例の規定は適用しない旨を定めている。

(2) 本件処分2の妥当性について

ア 事件番号、損害賠償金額に関する部分

「事件番号」とは、各訴訟に付与される固有の番号であり、公にすることにより訴訟が特定され、ひいては訴訟の当事者等を特定することができるものである。また、「損害賠償金額」については、公にすることにより、提起した訴訟の規模等を推し量ることができるため、法人に係る情報については条例第8条第1項第1号であり、同条第2項第1号に該当し、個人に係る情報については条例第9条第1号に該当する。

イ 原告、申立人、抗告人、抗告の相手方及び控訴人の住所、氏名、経歴、年齢、印影、個人の主張及び個人を特定し得る情報が分かる部分

当該部分については、直接特定の個人を識別される情報及び当該個人を特定し得る情報であり、特定の個人のプライバシーに関する情報であることから、条例第9条第1号に該当する。

ウ 原告、申告人、抗告人及び控訴人の住所、団体名及び代表者名、責任者、請願書及びその内容、団体の活動内容がわかる部分、企業名、団体の主張及び団体を特定し得る部分並びに訴訟代理人の印影

これらを公にすることにより、当該団体が警察の捜査対象となったこと、当該団体の活動内容等が明らかとなり、いずれも当該団体の活動が制限され、当該団体に不利益の発生が予想されるため、条例第8条第1項第1号に該当し、同条第2項第1号に該当する。

エ 捜査の手法、体制、方針、情報収集活動、端緒等の事件捜査に関する部分

これらを公にすることにより、当該及び同種事件の取締りを行う警察の事務内容が明らかとなり、取締りを逃れようとする者が対抗措置を講じるなど、公正かつ適切な取締りが困難となり、取締りの目的が達成できず、又はその公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第1項第4号に該当し、同条第2項第1号に該当する。

また、これらを公にすることにより、警察の行う捜査手法や体制等が明らかとなれば、将来にわたって同種事件を敢行しようとする者の犯行を容易にする一方、捜査に関する端緒情報が得られなくなったりするなど、警察の捜査活動を困難ならしめ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第2項第2号に該当する。

オ 特定の事件捜査や警備活動に従事した警察官を特定し得る部分

事件捜査や警備活動に従事した警察官の氏名など警察官個人を特定し得る情報が記録されており、公にすることにより、事件捜査等に従事した警察官が特定されれば、当該警察官及びその家族等が攻撃や懐柔の対象とされるなど、警察職員等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第2項第3号に該当する。

カ 担当部署の連絡先

当該部分については、一般には公開されておらず、事件担当部署で業務の連絡調整等を行うために使用されているものであることから、これを公にすることにより、当該業務を妨害されるおそれがあるなど、公正かつ適切な警察業務の執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当し、同条第2項第1号に該当する。

キ 当該損害賠償訴訟事件に関する刑事事件において作成された捜査書類の写し

刑事事件において作成された捜査書類については、条例第40条に規定する、刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」に該当し、条例の規定が適用されないことから、非公開としたものである。

ク 前記アからキまでのとおり、本件請求に対して、条例第8条第2項各号及び第9条第1号を適用して行った本件処分2は妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

ア 通知決定書の「公開しないことと決定した部分」記載の不開示部分はいずれも、条例第8条第2項各号及び第9条各号に規定される不開示情報にあたらぬとの主張について実施機関が行った本件処分における非公開部分の妥当性については、上記(2)アからキまでの記載のとおりであり、審査請求人の主張は認められない。

イ 条例第10条第2項により部分開示されるべきであるとの主張について

審査請求人は、前記アの主張が認められないとしても、条例第10条第2項の規定により、部分開示されるべき部分が存在する旨主張する。

条例第10条第2項は、公安委員会又は警察本部長は、行政文書に条例第8条第2項各号のいずれかに該当する情報で、同項の規定によりその記録されている行政文書を公開し

ないこととされる情報及び前条（第9条）各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該行政文書を公開しなければならない旨を定めている。

本件処分において、実施機関が公開しないことと決定した部分の理由については、前記（2）アからキまでに記載のとおりであるが、審査請求人は、本件審査請求において次の6項目をあげて、なお部分開示されるべきである箇所が存在すると主張する。

（ア）句点及び読点、並びに日本語の品詞たる助詞、助動詞又は接続詞にあたる単語について（①）

審査請求人は、処分庁が条例第8条第2項に当たるとして不開示とした部分のうち、句点及び読点並びに日本語の品詞たる助詞、助動詞又は接続詞にあたる単語は同項に該当するとはいえず、また、残る不開示部分は容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できる旨主張する。

しかし、実施機関は、本件処分における非公開部分について、句点や読点、助詞や助動詞などを含めて当該非公開部分の一部として判断しており、また、審査請求人の主張する句点等の部分を公開したとしても、審査請求人の行った本件請求の趣旨に沿うものとは言えないと判断したものであり、審査請求人の主張は認められない。

（イ）事件番号について（②）

審査請求人は、処分庁が条例第9条第1号にあたるとして不開示とした事件番号につき、一般に事件番号は「▲▲年（■）第×××号」なる文字列であるところ、文字「年」「（」「」」「第」及び「号」は裁判所に係属した事件全てについて共通して含まれることから、同部分については条例第9条第1号には該当せず、また残る不開示部分は容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できる旨主張する。

しかし、「年」や「（」「」などについても、前記（ア）と同様の理由で非公開としたことから、審査請求人の主張は認められない。

（ウ）「〇〇」の記載部分について（③）

審査請求人は、処分庁が部分開示した文書（平成30年3月29日付け抗告理由書）添付の疎第1号証3枚目第23行目には「抗告人〇〇」と記載されており、同「〇〇」は文書提出命令申立一部却下決定に対する抗告事件の当事者の姓と考えられるが、処分庁が前記記載を条例第9条第1号に該当しないと判断したのであれば、前記疎第1号証中の「〇〇」と記載された他の部分も同様に開示すべきである旨主張する。

審査請求人が指摘する疎第1号証は、抗告人である国が抗告理由において引用した、別件民事訴訟における決定を疎第1号証として提出するにあたり、必要なマスキング処理をした上で提出したものと認められるところ、実施機関において保有しているのは、当該マスキング処理された疎第1号証であるから、疎第1号証中の「〇〇」と記載された他の部分も同様に開示すべきであるという審査請求人の主張に実施機関は応じることができないため、審査請求人の主張は認められない。

（エ）令和3年2月4日付け判決書について（④）

審査請求人は、処分庁は令和3年2月4日付け判決書中の複数の部分について、条例

第8条第2項各号のいずれか1つ以上に該当するとして不開示としたが、同判決書は最高裁判所という我が国の官公庁の Web サイトにおいて公開され、インターネットを使用できる者なら誰でも無料で閲覧することが出来る公知の情報であるから、処分庁が条例第8条第2項各号にあたるとして不開示とした部分は不開示情報ではなく、またなお残る不開示部分は容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できる旨主張する。

審査請求人が指摘する同判決書が、最高裁判所の Web サイトにおいて公開されているものだとしても、実施機関は、令和3年2月4日付け判決書について、条例の趣旨、目的及び規定に従って、条例第8条第2項各号に該当すると判断した部分を非公開としたものであり、審査請求人の主張は認められない。

(オ) 前記判決書以外の文書について (⑤)

審査請求人は、令和3年2月4日付け判決書以外の文書についても、最高裁判所の Web サイトにおいて公開された判決書からその内容が分かる部分で、かつ条例第8条第2項各号のいずれか1つ以上に該当するとして処分庁が不開示とした部分は、同様に開示されるべきである旨主張する。

これについても、実施機関の判断は前記(エ)に記載のとおりであり、審査請求人の主張は認められない。

(カ) 本人調書及び陳述書について (⑥)

審査請求人は、令和2年1月31日付け本人調書の質問及び回答の全て並びに平成30年11月1日付け証拠説明書(5)に添付の甲第10号証(陳述書)の内容全てを不開示としたことに対し、不開示部分には、訴訟当事者が提出した訴状、答弁書、準備書面及び判決書中の当事者の主張欄の記載と共通する情報が相当含まれていることが容易に推認できるし、同訴状等はその一部が審査請求人に開示されていることから、他の文書中の開示された部分と同旨の部分については、条例第8条第2項及び第9条に該当せず、なお残る不開示部分は容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できる旨主張する。

審査請求人が主張する本人調書の質問及び回答の全部並びに陳述書については、上記(2)イ及びウに記載のとおり、特定の個人が識別される個人のプライベートに関する情報及び公にすることにより、当該団体の活動が制限されたり、得られるべき利益を得られないなどの不利益の発生が予想される情報であることから、当該部分を条例第8条第2項第1号及び第9条第1号により非公開としたものである。

また、訴状や準備書面などに記載された当事者の主張についてはあくまでも、法律的主張をまとめたものであることから、審査請求人の主張は認められない。

ウ 文書の特定に誤りがあるとの主張について

審査請求人は、処分庁が審査請求人に通知した、令和3年12月28日付け、部分公開決定通知書(大阪府警察本部指令(監)第22号)の別紙2において、処分庁は開示する文書の1つとして、平成31年2月12日付け訴状を特定したが、審査請求人が受領した文書の中に当該訴状は含まれておらず、一方、審査請求人が受領した文書の中に訴状と題する文書が含まれるものの、その日付は2015年(平成27年)10月21日であり、大阪地方裁判

所民事訟廷事件係の受付印も同日付で、大阪府警察本部総務部観察室の受領印は平成 27 年 10 月 30 日付けであったが、同訴状は同通知書別紙 2 には記載されていないことから、本件処分 2 記載の決定は開示すべき行政文書の特定を誤ったものといえ、取り消されるべきである旨主張する。

審査請求人が主張するとおり、同通知書の別紙 2 に記載した訴状（左側上から 6 つ目の文書）は、審査請求人が受領した 2015 年（平成 27 年）10 月 21 日付けの訴状と題する文書のことであるから、同別紙 2 の左側上から 6 つ目に記載された訴状と題する文書の日付の記載は誤っており、正しくは「H27. 10. 21」である。

しかし、審査請求人が開示請求を行った文書の 1 つとして、実施機関が同訴状を特定したこと自体に誤りはなく、また、特定した同訴状は審査請求人に開示されており、目次として作成した文書の日付の記載のみを誤ったものであるから、本件処分 2 の決定（本件処分）は、開示すべき行政文書の特定を誤ったものといえ、取り消されるべきであるという審査請求人の主張は認められない。

第七 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第 1 条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第 8 条及び第 9 条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第 2 条第 1 項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第 8 条及び第 9 条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、決定通知書の「公開しないことと決定した部分」記載の不開示部分はいずれも、条例第 8 条第 2 項各号及び第 9 条各号に規定される不開示情報にあたらぬと考える旨主張するため、以下検討する。

(1) 条例第 9 条第 1 号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則とし、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第 5 条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨定めている。条例第 9 条第 1 号は、このような規定を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定められている。

同号は、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

イ 特定の個人が識別され得るもののうち、

ウ 一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる

又は

エ 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

が記録されている行政文書を公開してはならないと定めている。

(2) 条例第9条第1号の該当性について

本件対象文書の非公開部分には、控訴人の住所、氏名、事件番号、原告、申立人、抗告人、抗告の相手方及び控訴人の住所、氏名、経歴、年齢、印影、個人の主張及び個人を特定しうる情報が記載されていると認められる。

当該非公開情報は、個人のプライバシーに関する情報であって特定の個人が識別され得るもののうち、訴訟を行っている、若しくは、訴訟の相手方となっていることが明らかとなるもので、これらは、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報であるといえる。

また、本件対象文書には、損害賠償金額、訴訟物の価格及び貼用印紙額が記載されており、当該非公開情報は訴訟規模を推し量ることができるもので、その金額によっては、裁判所のウェブページその他で公表されている情報と照らし合わせることで、提起した損害賠償請求事件そのものが特定され得ることとなる。また、事件番号が明らかとなると、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条第1項により、何人も訴訟記録の閲覧を請求することが認められていることから、訴訟に関わった個人の情報が明らかとなり、また、仮に個人が特定されなくても当該個人の主張が明らかになることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であるといえる。

したがって、当該部分は、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの、若しくは、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第9条第1号に該当し、非公開とすることは妥当である。

(3) 条例第8条第2項第1号について

条例第8条第2項第1号は、条例第8条1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると規定しており、本件決定において、実施機関は、条例第8条第1項第1号及び第4号に該当するものとして、同各号を適用しているので、以下、その該当性について検討する。

(4) 条例第8条第1項第1号及び同条第2項第1号について

条例第8条第1項第1号は、事業者の適正な活動について、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業

の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる、としている。

同号は、

- ア 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（例外公開情報を除く）に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

(5) 条例第8条第1項第1号及び同条第2項第1号の該当性について

当該対象文書の非公開部分には、原告、申立人、抗告人及び控訴人である団体名及びその住所（所在地）、代表者名、団体の活動内容が分かる部分、企業名及び団体の主張等団体を特定しうる部分、事件番号及び損害賠償金額等、並びに訴訟代理人の印影が記載されていることが認められる。

当該部分は、団体に関する情報であって、団体が訴訟を行っている、若しくは、訴訟の相手方となっていることは、公にすることにより、当該団体に対する名誉侵害や社会的評価の低下となり得る情報といえ、とりわけ本件では、当該関係者や団体が警察の捜査対象となったことが明らかとなるものであるから、公にすることにより、当該団体に対する名誉侵害や社会的評価の低下となる等当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

また、事件番号や賠償請求金額等を公にすれば、民事訴訟法第91条第1項により、何人も訴訟記録の閲覧を請求することが認められているため、裁判所に閲覧を請求すれば団体名が明らかとなることは、上記（2）記載のとおりである。

更に訴訟代理人の印影を公にすれば、当該印影を冒用されるおそれもあり、業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

よって、当該非公開部分を条例第8条第1項1号及び同条第2項第1号に該当するとして非公開とした実施機関の主張は妥当である。

(6) 条例第8条第1項第4号及び同条第2項第1号について

条例第8条第1項第4号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものについては公開しないことができる旨を定めている。

(7) 条例第8条第1項第4号及び同条第2項第1号の該当性について

本件対象文書の非公開部分には、捜査の手法、体制、方針、情報収集活動及び端緒等の事件捜査に関する部分並びに担当部署の連絡先が記載されていることが認められる。

当該部分は警察の取締りに関する情報であって、公にすることにより、警察の捜査手法、体制等を知ることが可能となり、取締りを逃れようとする者が対抗措置を講じるために利用するなど、公正かつ適切な取締りに著しい支障を及ぼすことになると認められることから、条例第8条第1項第4号及び同条第2項第1号に該当するとした実施機関の主張は妥当である。

(8) 条例第8条第2項第2号について

条例第8条第2項第2号では、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書を公開しないことができるとしており、該当する情報として、捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより、将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるものを挙げている。

(9) 条例第8条第2項第2号の該当性について

当該非公開部分には、本件事件の捜査経過等が記載されており、これらは犯罪の捜査に関する情報であって、公にすることにより、犯罪を企図する者が将来の捜査過程を推測し、対抗措置をとる等犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会が認めることにつき相当の理由があると認められることから、本号に該当するといえ、実施機関の主張は妥当である。

(10) 条例第8条第2項第3号について

警察が保有する情報の中には、警察業務の特殊性から、条例第8条第2項第1号及び第2号に該当しない場合であっても、公開すると、個人の生命、身体、財産の保護に支障を及ぼすおそれのあるものがある。そうした事態を防止するため、これらの保護に支障を及ぼすおそれがある情報を公開しないことができるとするのが、本号の趣旨である。

(11) 条例第8条第2項第3号の該当性について

当該非公開部分には、本件事件捜査や警備活動に従事した警察官を特定し得る情報が記載されている。一般に、警察職員は、他の公務員と異なり、犯罪捜査や警察規制に係る取締りに従事することを本分としており、犯罪捜査や取締りの現場において、相手方の反発・反感を招きやすい立場にあると理解できる。

また、その氏名等、個人の特定につながる情報が公開されると、当該警察職員が過去に従事した犯罪捜査等の関係者など警察職員を標的とする人物等からの加害行為を容易にするため、当該職員だけでなく、その家族に対しても脅迫や嫌がらせ等の危害が及ぶおそれが認められる。

よって、当該非公開部分は、本号に該当し、公開しないことができる情報であると認められる。

(12) 条例第40条について

条例第40条は、刑事訴訟法第53条の2の訴訟に関する書類及び押収物については、刑事司法手続の一環として、刑事訴訟法等により規律されることが適当であることから、情報公開法の制定に際し調整措置として改正された刑事訴訟法第53条の2の趣旨に則り、条例の適用対象から除外するのが本条の趣旨である。

(13) 条例第40条の該当性について

当該損害賠償訴訟事件に関する刑事事件において作成された捜査書類の写しについては、条例第40条に規定する刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」に該当すると認められることから、条例第40条に該当するとして適用除外とした実施機関の主張は妥

当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 上記 第四 2 (2) ウの主張について

審査請求人は、対象文書の中に「〇〇」たる記載が残されていることにつき、処分庁が条例第9条第1号に該当しないと判断したのであれば、他の部分も同様に開示するべきと主張するので、これを検討する。

確かに対象文書の中に「〇〇」との記載が認められるものの、当該部分は、国が必要な部分をマスキング処理した上で裁判所に提出した資料であり、上記記載が認められるからといって実施機関の判断に影響を及ぼすものではない旨の実施機関の説明は首肯できることから、審査請求人の主張は認められない。

(2) 上記 第四 2 (2) エ及びオの主張について

審査請求人は判決書の内容について、裁判所が運営するウェブサイト中の裁判例検索用ページにおいて、その内容から判決書と同一のものであることが容易に認められ、誰でも閲覧することが出来るため不開示情報ではなく、判決書を除いた資料についても同様に開示されるべきである旨主張するので、これを検討する。

裁判所はそのウェブサイトにおいて判例検索システムを登載し、誰でも掲載されている判決書の内容を容易に検索・閲覧できるようにしている。しかしながら、全ての判決書が掲載されているわけではなく、掲載された事件については、特別に判例検索システムにおける判決書と同様の開示状態にしなければならないとはいえない。

条例に基づく情報公開請求に対して、実施機関は、あくまで条例の趣旨に基づいて判断すれば足るといえるのであり、警察が行う捜査手法や体制が記載された部分については、公にすることにより、公正かつ適切な取締りに著しい支障を及ぼす、若しくは、公共の秩序の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして非公開とする旨の実施機関の主張について妥当であるとするのは上記2(7)若しくは(9)のとおりである。

また、裁判所の判例検索システムに掲載されていないその他の資料について、掲載されている判決書と同一に扱うことはできないのは当然のことであるから、同様に、これらを非公開とする旨の実施機関の主張は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子